食物アレルギー対応について

概　要

食物アレルギーをもつ児童生徒が､安心安全な学校生活を過ごすために行う対応。学校において主治医の診断結果に基づき児童生徒一人一人の情報を保護者と連携して把握を行い対応しています。

食物アレルギー対応に関するフローチャート

食物アレルギー調査を行い対応給食を希望する児童生徒の把握をする

＜新１年生＞
小学校：就学時健康診断にて「就学児童の健康調査票」
中学校：入学説明会にて「食物アレルギーに関する調査票」

＜在校生＞
年度始め
「保健ｱﾝｹｰﾄ」

＜新規発症及び転入時＞
随時

↓

電話連絡や簡易な面談等により、アレルギー対応の希望の確認

↓

保護者からの対応申請受付と、面談日程の調整

＊該当児童生徒の保護者に、下記３点の書類提出を依頼し、面談日程を調整する。
①食物アレルギー対応申請書　②食物アレルギーの経過及び対応状況申告書
③家庭における除去申告書（保護者記入用）　④学校生活管理指導表
＊新規発症および体調の変化があった場合は､「食物アレルギー対応申請書(新規)」または､「食物アレルギー対応申請書（変更・中止)の提出をする。

↓

保護者との面談

＊食物アレルギーの原因食品、症状、家庭での対応状況、給食や学校生活における対応について（対応可能な内容、対応不可能な内容）
＊緊急時の対応（エピペン®が処方されている場合は保管場所）と緊急連絡先について等

↓

学校内で食物アレルギー対応について検討し、対応方法を決定し、保護者に通知

↓

学校における食物アレルギー対応開始
給食の対応は、毎月保護者との連絡確認があり

○給食の対応について

食物アレルギーの原因となる給食について**「調理工程除去食」、「無配膳対応」、「弁当対応」**等の対応を行っています。

○除去食対応食材について

卵・乳（牛乳・乳製品）・小麦・かに・えびの５品目について対応しています。

※そば・落花生(ピーナッツ)・キウイフルーツは、給食で提供していません。

【対応給食一覧】

対応等	内容
詳細な献立表配布	学校給食に使用する食材の１つ１つが分かるように示した献立表。学校給食における食物アレルギー対応を行う場合（無配膳対応・除去食対応）に配布。
無配膳対応	主食、飲用牛乳、副食においてアレルゲンを含むものについては配膳しない対応。（除去食提供が無い場合は無配膳対応となる）
除去食対応	アレルゲンを含む食品を加えない料理を提供する対応。
一部弁当持参	除去食による食物アレルギー対応ができないことにより、提供されない（無配膳となる）主食・飲用牛乳・副食を持参するもの。

○緊急時の対応について

児童生徒が食物アレルギー症状を発症した場合には、かけがえのない生命を守るため迅速で適切な対応を行えるよう、各学校では、定期的に緊急時対応の訓練を行っています。